

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る

「工業会証明書」の発行について

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る「工業会証明書」の発行を希望される方は、以下の手順によりお申し込みください。

制度の概要は下記のホームページをご覧ください。

なお、当協会では制度の説明、解説は行っておりません。ご質問がある場合は、それぞれの「問い合わせ先」にご確認ください。

◆ 経営力向上計画策定の手引き

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf>

◆ 税制措置・金融支援活用の手引き

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170407zeiseikinyu.pdf>

◆ 工業会等による証明書について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

◆ 工業会証明書の取得の手引き

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoushoumeitebiki.pdf>

◆ (記載例)A 類型様式 1(工業会証明書・チェックリスト)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoushoumeikisai.pdf>

◆ Q & A 集 (中小企業経営強化税制、固定資産税特例)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokaqanda.pdf>

【証明書発行申請手続きと流れ】

- | | |
|-----------|------------|
| ○ 証明書様式 | Word ファイル |
| ○ チェックリスト | Excel ファイル |
| ○ 生産性根拠資料 | 様式自由 |

(注)証明を行う工業会は、以下のホームページを参考にしてください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>

1.資料の事前確認

上記証明書類を作成、用意し、まずはメール又は FAX 等にて事前確認を受けてください。

【連絡先】

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル10F
日本マテリアル・ハンドリング(MH)協会 税制担当:小川

TEL:03-3543-9335/FAX:03-3543-8970 E-mail : info@jmhs.gr.jp

2.証明書発行の申請

証明書を発行できると確認された場合には、追ってお知らせいたします。手続きなどは担当者の指示に従ってください。

3.手数料の納付と証明書発行

証明書の発行には手数料の納付が必要です。

証明書と請求書を同封し郵送いたします。手数料を納付してください(銀行振込)。

【手数料】

○会員

一件:1,000円/通

○一般

一件:10,000円/通